７ 輸 国 第 4955号
関税割当公表第66号の２

令和８年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当て
について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第６条の規定に基づき、とうもろこし（関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第３条に規定するところにより飼料用に供するものを含むものとし、関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第１項の規定の適用を受けるもの及びコーンスターチの製造に使用するものを除く。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和８年４月１日

農 林 水 産 省

記

第１　割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

１　割当対象物品　　とうもろこし（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１第1005.90号に規定するもののうち、コーンスターチの製造に使用するもの以外のもの）

２　用途及び割当数量

(1) 単体飼料用（丸粒）	353,800トン
(2) エチルアルコール及び蒸留酒用	63,300トン
(3) コーンフレーク用	1,500トン
(4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用	114,800トン

(5) その他用　　14,800 トン

合計割当数量　　549,700 トン

３　通関期限　　令和９年３月 31 日

第２　その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和８年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて（令和８年３月 11 日付け７輸国第 4686 号関税割当公表第 66 号）によるものとする。